## 1 事 業 名

所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用 等の公営に関する条例の一部改正

# 2 事業の概要

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担限度額が引き上げられたことから、本市の公費負担限度額についても同様に引き上げるため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の対応が見込まれる。

- 4 市民参加の実施の有無とその内容なし
- 5 関係法令、基本計画との整合性 公職選挙法施行令
- 6 事業費及びその財源等 なし
- 7 その他

添付資料

•新旧対照表

摐

Ш

所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一 中 Ö  $\infty$ **粉**網

# 部を改正する条例

選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」とい 候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が 同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送 う。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各 号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に 当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、 該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 本市は、

- 次に掲げる区分 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 に応じ、それぞれに定める金額
- 0 0 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入 れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車 (同一の 日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車 が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選 挙運動用自動車に限る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車 として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額 16, 該金額が16,100円を超える場合には、 円)の合計金額
- 第6項 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の 当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙 運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約 に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当 第5項、 第2項、 該候補者につき法第86条の4第1項、 場合

選挙運動用自動車の使用の公費の支払、

事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」とい 同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送 う。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各 号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合 限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、 候補者(前条の規定による届出をした者に限る。 該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う 第4条 本市は、

汌

- 次に掲げる区分 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 に応じ、それぞれに定める金額  $\widehat{\mathcal{O}}$
- れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の 日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車 が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選 として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入 0 0 8 挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用 15,かには、 該金額が15,800円を超える場 円)の合計金額
- 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の (当該選挙運動用自動車 (これに代わり使用される他の選挙 第2項、第5項、第6項 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である 運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約 に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円 該候補者につき法第86条の4第1項、 場合 代金

又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の 期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこ ととなつたときは、その事由が生じた日。第6条において同 じ。)までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた 日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつ 当該候補者からの申請に基づ 会が確認したものに限る。) 、委員会が定めるところにより、 40

選挙運動用ビラの作成の公費の支払、

9条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が 同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者 に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビ 第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当す ラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合 にあっては、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候 補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のも のであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者から の申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額 洲 (1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、 る場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、 該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

7円73銭に選挙運動用ビラの 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負 作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を 同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。 担の限度額は、候補者1人について、 超える場合には、 第10条

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業と する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運 動用ポスターの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、541円 3 1 銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じ 250円を加えた金額を当該選挙が行われる区 候補者(前条の規定による届出をした者に限る。) て得た金額に316, 13条 本市は、

日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) 又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の 期日の前日 (法第100条第4項の規定により投票を行わないこ 第6条において同 じ。)までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた ととなつたときは、その事由が生じた日。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者 に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビ にあっては、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候 補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のも の申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額 ラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合 のであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者から (1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、 9条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。) る場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、 紙

第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当す 該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負 作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を 超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得 する者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運 た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域に が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業と 動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6 第13条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。

域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

おけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。